事務処理フロー図

作成部署 東京消防庁予防部査察課査察技術係 電話 3212-2111

事務名 条例第23条解除承認事務

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》

ハユツン		((T))	/ 口一凶(/) 說明//	
	標準処理期間 計 5日(10日)	項番	項目	説明
申	申 請	1	受理(形式審査	申請書の記載事項に不備がないか、 添付書類がそろっているかを審査し ます。
請者	子・ ※ 申請書及びその他審査に必要な書類等に不備等 字・ 窓口・ がある場合、補正指示を行います。 窓口・ ・ 補正期間中は標準処理期間の算定が止まる場合 郵送		実質審査	申請内容について書類審査により、 解除基準(火災予防条例第23条第 1項ただし書に規定する消防総監が 定める基準)に適合しているかどう か審査します。
		3	送付	審査が終了した申請書を部長協議の ため、予防部査察課へ送付します。
消防署予防課	【消防署処理事案】		協議	送付された申請書に基づき、解除承 認の諾否について予防部長と協議し ます。
予防課・出張所			送付	協議が終了した申請書を消防署予防 課(所)へ送付します。
			事前決定	現地調査において、申請内容と相違 がない事を確認することを条件に、 予防課長等が事前に決定します。
		7	現地調査	実質審査を踏まえ、現地調査を実施します。
查察課	送 1 送 1	8	決定手続	承認の諾否について、予防課長等が 決定します。
	付 日 → → 協議		通知	申請者に通知します。 解除承認する場合は、禁止行為解除 承認書及び解除承認証を交付しま す。

改善チェックリスト

作成部署 東京消防庁予防部查察課查察技術係 電話 03-3212-2111

事務名 条例第23条解除承認事務

事務名	条例第23条解除承認事務						
テーマ	項目	現状と課題	改善計画	改善計画の実施時期			
便利な行政							
迅速な行政							
行政サービス							
的確な行政							
快適な							